

## 保護者の皆様へ

この登園許可証は、保育園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。保険証と乳幼児医療証を持って受診してください。

〈登園許可証が必要な感染症〉

病名	当園の目安
インフルエンザ	発症したあと 5 日を経過し、かつ、解熱したあと 3 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱したあと 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(はれ)が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(3 日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が瘡蓋(かさぶた)化するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他	以下の病気についても登園許可証の対象になります(登園の目安については、診察した医師の判断によります)。 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、ウイルス性肝炎、RS ウィルス感染症、帯状疱疹、伝染性膿痂しん(とびひ)

※上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。

## 登園許可証

KOJIKA KIDS

氏名 \_\_\_\_\_

疾患名 \_\_\_\_\_

1. 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
2. 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。
3. その他

上記を証明します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

